

登録喀痰吸引等事業者 様
登録特定行為事業者 様

山口県健康福祉部障害者支援課長

認定特定行為業務従事者認定証への特定行為の記載方法について

認定特定行為業務従事者認定証（以下、「認定証」）により特定行為種別を正確に把握できるよう、令和7年4月以降、下記のとおり認定証への特定行為種別の記載方法を変更します。

なお、令和6年度以前に交付した認定証は引き続き有効のものとししますので、研修の修了証明書等を確認のうえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1 変更内容

認定証へ記載する特定行為種別を以下のとおり変更します。

新	旧
口腔内の喀痰吸引	口腔内の喀痰吸引
口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）	
鼻腔内の喀痰吸引	鼻腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	気管カニューレ内部の喀痰吸引
気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形化栄養剤）	
経鼻経管栄養	経鼻経管栄養

※経鼻経管栄養については変更なし

施設福祉推進班
担当：富野
TEL：083-933-2735
Mail：s-shisetsu@pref.yamaguchi.lg.jp